

第5次長野県水環境保全総合計画の取組状況の概要

◆水資源の保全と適正な利活用

主な取組《主な成果》	課題・情勢	今後の方向性
1 地下水賦存量の把握		
■地下水水位の変動状況・地下水賦存量の把握 ・水資源実態調査の実施による県内市町村の水収支の解析、課題等の整理 (H25～H26)	■地下浸透量は、水田面積の減少及び耕作放棄地の増加により顕著に減少し、浸透量の減少に伴い地下水賦存量も減少	■地下水水位調査を実施している市町村と連携して、地下水水位の変動状況や地下水の利用状況等の実態を把握していく
2 河川の維持流量の確保		
■慣行水利権から許可水利権への移行の指導 ・一部許可水利権へ移行 ■発電ガイドライン該当発電所について、河川管理者から河川維持流量の放流を指導	■許可水利権への移行は進展していない	■許可水利権については、更新時に適正な取水量であるか確認を行う。また、慣行水利権から許可水利権への切り替えを指導し、取水量の把握に努める
3 地下水の涵養		
■間伐の推進 ・間伐面積:53,466ha (H25～H27)	■「長野県森林づくりアクションプラン」で計画した間伐面積を下回っている	■引き続き、森林の持つ公益的機能を発揮させるため、間伐が必要な森林においては間伐を推進し、特に重要な森林を保安林に指定し、適正に管理
■耕作放棄地の発生防止、遊休農地の利用促進 ・耕作放棄地面積: 17,146ha (H22) → 16,776ha (H27) ▲370ha	■遊休農地の再生・活用の取組が定着してきており、再生・活用面積は順調に推移	
■地下水に配慮した河川工事の実施 ・奈良井川、田川、女鳥羽川等において、地下水に配慮した河川工事を実施	-	■引き続き、貯留浸透機能を考慮したまちづくりの推進、及び地下水への影響に配慮した河川工事の施工に努める
4 水源地域の保全		
■「長野県豊かな水環境の保全に関する条例」の制定 (H25.3)による水資源保全地域の指定及び土地取引の事前把握 ・13地区16水源 (5市町村) (H28年度末)	■水資源保全地域の指定について、地権者の把握及び同意等が困難なため進んでいない ■外国資本等の土地取引による地下水への影響が懸念されるような問題は現在のところ起きていない	■市町村に制度等の情報を提供するとともに、指定見込みのある地域を精査の上、必要な地域指定を行う
■重要な水源林の公有化 ・保安林指定:2箇所、公有林化:4箇所、その他条例等:12箇所(計18か所) (H28年度末)	■公的管理の対象とする水源地域の確定、所有者の把握や意向確認等に時間と手間を要するため進捗が低い	■多くの水源で公的管理を行うには市町村の負担が大きいいため、公的管理以外の手法も含め、地域の状況に応じた水源保全の指導と支援を実施 ■水源林に関する売買情報等の共有
5 地下水利用のルールづくり		
■市町村が策定する地下水に関するルールづくりの取組を支援 ・地下水資源の保全に関する条例等の制定状況 46市町村 (H24) → 54市町村 (H28.4)	■地下水への影響が懸念される状況に対する対応について、地域ごとに温度差がある	■地下水の適正な利活用が図られるよう、地域連絡会議を必要に応じ開催し、市町村の取組を支援
6 水の利活用		
■小水力発電事業に対する支援 ・地域主導型自然エネルギー創出支援事業:5件 (H25年度) ・自然エネルギー地域発電推進事業:15件 (H26～28年度)	■詳細調査の結果や既存水利権への配慮による事業規模の縮小及び土砂災害対策等による費用の増大等による採算性の低下 ■複雑な許認可手続や水利権交渉等による事業の長期化	■小水力発電の事業化に係る支援を収益納付型補助金により継続実施 ■小水力発電キャラバン隊と連携した事業化支援を継続実施
■水道事業者の施設整備への支援 ・上水道の基幹管路の耐震適合率:31% (H26年度末) ■上水道及び簡易水道事業者の統合等 ・事業者数:336 (H23) → 287 (H27) ▲49	■基幹管路の耐震化適合率は全国平均(35.8%)より低い ■水道事業者数はH29年度末には目標の213を達成する見込み	■国庫補助金等の活用による水道施設の耐震化推進 ■「長野県水道ビジョン」(H29.3策定)に基づく経営基盤の強化の取組を推進

◆安心安全な水の保全

主な取組《主な成果》	課題・情勢	今後の方向性
1 浄化対策		
<ul style="list-style-type: none"> ■「信州のいい川づくり」モデル事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・遠山川、湯川、保福寺川の3河川で実施 ■河川愛護活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・河川愛護活動人数 177,445人(H24) → 162,644人(H28) ・河川愛護活動団体 909団体(H24) → 936団体(H28) ■第6期諏訪湖水質保全計画(H24～28年度)に基づく事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒシ刈取船による刈取り 526t(湿重量)(H28) ・沈殿ピットによる栄養塩類を含む土砂の除去 	-	<ul style="list-style-type: none"> ■引き続き、河川の持つ自然浄化作用を発揮させるため、多自然川づくりの取組を推進 ■河川環境を保全するため、河川愛護活動団体が実施する河川環境美化活動を支援する
<ul style="list-style-type: none"> ■河川・湖沼・地下水等の水質常時監視の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・河川のBODの環境基準達成率:97.2%(H27) ・湖沼のCOD環境基準達成率:40.0%(H27) ・地下水の環境基準達成率:96.9%(H27) ・水道水源ダム湖の水質目標達成率:22.2%(H27) 	■河川は良好な状況が継続されているが、湖沼は最近5か年40～50%台で推移している	■水質調査を継続実施
2 水質監視		
3 発生源対策		
<ul style="list-style-type: none"> ■汚水処理人口普及率の向上、施設の統廃合、下水道への接続促進等 <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理人口普及率(整備率):95.9%(H23) → 97.4%(H27) ・水洗化率(接続率):86.2%(H23) → 89.8%(H27) 	■施設整備が進み汚水処理人口普及率は都道府県の中で6番目に高い中、残りの未普及地域については、整備が完了する時期を見据えて事業を進めることが必要	■H37年度までに下水道等の集合処理は整備を完了する見込み
<ul style="list-style-type: none"> ■長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・生活排水施設の整備目標などを盛り込んだ施策を見直し(H28.3) 	■人口減少による有収水量の減、施設の改築更新費の増等、経営環境が厳しさを増す中、処理区の統廃合、汚泥処理の共同化等による事業の効率化が必要	■集合処理が適さない中山間地等は浄化槽の整備を促進
<ul style="list-style-type: none"> ■山小屋トイレにおけるし尿処理施設の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設整備率:78.8%(H27) 	■山小屋トイレがない場所では、依然、し尿処理問題は継続	■処理区の統廃合(市町村の枠組みを越えた統廃合も含む)の推進
<ul style="list-style-type: none"> ■工場等の排水基準遵守の監視指導 <ul style="list-style-type: none"> ・工場等排水基準適合率:95.9%(H27) ・立入検査件数:1,187件(監視率:11.0%)(H27) 	■山岳環境と下流域の水環境保全のため、未改修の山小屋トイレ管理者に改修を積極的に促すなど、改修率の更なる向上に努める	■生活排水事業の広域化・共同化に係る市町村間の協議
<ul style="list-style-type: none"> ■ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設設置者に対する監視・指導の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・環境基準達成地点の率:100%(H27) ・立入検査件数:565件(163施設)(H27) 	■山小屋トイレの普及促進に向けた検討・取組の実施	■水質汚濁防止法等の特定事業場に対する立入検査を実施し、必要な指導を行う
<ul style="list-style-type: none"> ■家畜排せつ物の適正な処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・家畜排せつ物処理の施設化率:92.8%(H25) → 94.7%(H28) 	■立入検査時の排水調査において、排水基準超過をしている事業場がある	■徹底した監視指導の継続
<ul style="list-style-type: none"> ■「長野県食と農業農村振興計画」に基づく、エコファーマーや信州の環境にやさしい農産物認証制度について面的拡大の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・信州の環境にやさしい農産物認証面積:1,594ha(H23) → 1,926ha(H28) 	■構造基準等に適用していない事業場がある	■環境基準達成状況の把握のための調査継続
<ul style="list-style-type: none"> ■「長野県食と農業農村振興計画」に基づく、エコファーマーや信州の環境にやさしい農産物認証制度について面的拡大の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・信州の環境にやさしい農産物認証面積:1,594ha(H23) → 1,926ha(H28) 	■環境基準達成維持のための発生源に対する監視指導の徹底	■環境基準達成状況の把握のための調査継続
<ul style="list-style-type: none"> ■「長野県食と農業農村振興計画」に基づく、エコファーマーや信州の環境にやさしい農産物認証制度について面的拡大の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・信州の環境にやさしい農産物認証面積:1,594ha(H23) → 1,926ha(H28) 	■環境に配慮した農業への意識は醸成されてきているが、信州の環境にやさしい農産物認証取得による販売メリットが少ないため、組織的、面的な拡大に繋がっていない	■堆肥舎の老朽化等による家畜排せつ物処理施設の破損等
<ul style="list-style-type: none"> ■「長野県食と農業農村振興計画」に基づく、エコファーマーや信州の環境にやさしい農産物認証制度について面的拡大の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・信州の環境にやさしい農産物認証面積:1,594ha(H23) → 1,926ha(H28) 	■環境にやさしい農業技術現地実証圃の成果や認証取得者の事例、コスト削減技術などを農業者がメリットを感じられるよう研修会等で周知し、取組農家の増加、更なる面的拡大に取り組む	■「家畜排せつ物の利用の促進を図るための長野県計画」に基づき、家畜排せつ物処理の施設化率の向上
<ul style="list-style-type: none"> ■「長野県食と農業農村振興計画」に基づく、エコファーマーや信州の環境にやさしい農産物認証制度について面的拡大の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・信州の環境にやさしい農産物認証面積:1,594ha(H23) → 1,926ha(H28) 	■環境にやさしい農業技術現地実証圃の成果や認証取得者の事例、コスト削減技術などを農業者がメリットを感じられるよう研修会等で周知し、取組農家の増加、更なる面的拡大に取り組む	■「家畜排せつ物及び臭気対策支援チーム」による県内全農家の巡回を行い、家畜排せつ物の適正処理を促す
4 水に関する危機管理		
<ul style="list-style-type: none"> ■県内9か所の水道水中の放射性物質を定期的に調査(県独自) <ul style="list-style-type: none"> ・調査を開始した平成23年3月以降、全ての地点で放射性物質の不検出 	-	■県としての放射性物質の測定に関する方向性を見ながら、当面は引き続き定期的な放射性物質の調査を継続
<ul style="list-style-type: none"> ■温暖化対策のための関係機関によるネットワーク構築及び気象観測データの収集 <ul style="list-style-type: none"> ・信州・気候変動モニタリングネットワーク設立(H26.11) ：研究機関、国、県の51機関で構成 	■ネットワーク参画機関の拡大	■気象観測データの取集及びネットワーク参画機関の拡大推進を継続実施

◆快適な水環境の保全

主な取組《主な成果》	課題・情勢	今後の方向性
<p>1 水辺地、水辺空間の保全</p> <p>■「諏訪湖水辺整備マスタープラン」に基づく水辺の自然再生事業の実施 ・8ゾーン中6ゾーンで整備済 ・H29年度までにBゾーン(水辺の生物豊かな湖畔)の整備が完了予定</p> <p>■溪流環境に配慮した砂防事業の推進 ・スリット堰堤の設置箇所数:228箇所(H27) ・法面緑化工事の実施箇所数:111箇所(H27)</p>	<p>—</p> <p>■土石流対策の面でもスリット構造を有する砂防堰堤が原則(流木対策の指針の改定) ■環境への配慮として、法面緑化工事を積極的に実施</p>	<p>■「諏訪湖水辺整備マスタープラン」に基づき、引き続き、残るCゾーン(広々とした湖の風景を満喫する湖畔)の整備を実施</p> <p>■スリット堰堤の設置および法面緑化工事の実施を引き続き推進</p>
<p>2 水辺地における生態系の保全</p> <p>■外来種対策 ・ブラックバス等の再放流を禁止する内水面漁場管理委員会指示(野尻湖を除く) ・カワウやミンクも含め漁業協同組合等が行う駆除に対して助成(H28:9か所) ・水産試験場における外来魚駆除技術の開発</p> <p>■アレチウリ等駆除指導者研修会の開催 ・アレチウリ駆除活動参加者数:25,446人(H27)</p> <p>■地域の固有種への配慮 ・「生物多様性」の認識状況:16.7%(H22) → 27.8%(H27)</p> <p>■水産試験場による放流用種苗生産・供給 ・アユ種苗:稚魚650万尾、ウグイ稚魚:32万尾、ヤマトイワナ:稚魚3万尾(H27)</p> <p>■水産試験場諏訪支場による諏訪湖のワカサギ生息量調査 ・毎月1回程度魚群探知機による調査を実施(6月～12月)</p> <p>■希少な野生動物の保護 ・長野県希少野生動植物保護条例に基づき希少種の指定:80種</p> <p>■指定種の見直しと保護回復事業計画の策定 ・指定希少野生動植物のうち14種について保護回復事業計画を策定(H28)</p> <p>■生物多様性を社会全体で守る取組の推進 ・生物多様性パートナーシップ協定の締結:0(H23) → 9(H27)</p>	<p>■ブラックバス類は湖沼のみならず河川への分布域の拡大が懸念</p> <p>■ボランティア等による駆除活動の参加者数は徐々に増加し、毎年の作業として定着している地域もある</p> <p>■H27年度実施の県政モニターアンケートでは、「生物多様性」の認識状況は増加したが、依然低い状況</p> <p>■外来魚、カワウ等魚食性鳥類等による食害による水産資源の減少</p> <p>■保護対策を実施している希少種は一部にとどまる ■企業として生物多様性保全活動への支援の意向があっても、企業が支援したい保全活動が見つからず、不調となることもある</p>	<p>■引き続きブラックバスやブルーギル等の外来魚やミンクによる漁業被害や生態系攪乱を防ぐため、駆除などによる食害防止及び違法放流防止を図る ■ブラックバス等の効果的な駆除技術の開発を行う</p> <p>■駆除指導者研修会を開催するなど、地域の環境保全活動を引き続き支援</p> <p>■県民参加の様々なイベントなどを通じ、生物多様性のPRの機会をさらに増加し、認識率の向上に努める</p> <p>■長野県漁業振興計画に基づき、水産資源の増殖についての取組を推進</p> <p>■希少野生動植物保護監視員による監視を強化するとともに、普及啓発をさらに推進 ■企業の理解を得られる支援のメニューを増やすなどの取組を推進する必要</p>
<p>3 環境教育、環境学習の推進</p> <p>■せせらぎサイエンス(水生生物の観察)の実施 ・せせらぎサイエンス指導者講習会参加団体:20団体(H27)</p> <p>■学習指導要領に基づく、環境保全にかかわる学習活動の展開 ・水環境にかかわる学習内容(例) 小4社会「水はどこから」、小5理科「流れる水のはたらき」、中2理科「水の循環」</p> <p>■水環境保全等の活動状況(取組を行う学校の割合) 【小学校】河川、湖沼の浄化21.1%(H24)→17.1%(H28) 【中学校】河川、湖沼の浄化16.4%(H24)→19.4%(H28)</p> <p>■森林づくり県民税を利用した森林(もり)の里親促進事業 ・森林(もり)の里親契約:127件(H28予定)</p> <p>■下流住民の水源地見学 ・木曾川では「水源の森」森林整備協定の締結を契機に、上下流住民の交流を展開</p>	<p>■せせらぎサイエンス事業実施団体の掘り起こし</p> <p>■学力の向上や資質・能力の育成に向け、現在、「総合的な学習の時間」の重要性が高まるなか、水環境保全の学習活動も探究的な学びを実現する題材の一つとして期待</p> <p>■企業等の森林整備への参加意欲はあるが、件数は減少傾向</p> <p>■様々な交流を通じ、水資源として水源地域への関心が高まり、人・物の交流が広がりつつある</p>	<p>■せせらぎサイエンスの指導者講習会を実施し普及に努める</p> <p>■現在の各学校の取組を、「探究的な学び」という視点でとらえ直す ■「探究的な学び」について、学び合う機会をもち、その視点で実践された水環境保全の取組等を県内の各学校や教員へ紹介していく</p> <p>■引き続き企業等の参画を図る</p> <p>■水源地域の重要性を啓発し交流人口の拡大を図るとともに、大都市圏との交流人口の拡大についても積極的に展開を図る</p>
<p>4 快適な水辺環境の維持</p> <p>■計画段階環境配慮書手続の導入等を新たに実施(長野県環境影響評価条例H27.10改正) ・法対象事業数:1件(H23) → 5件(H28) ・条例対象事業数:6件(H23) → 14件(H28)</p> <p>■公共事業等環境配慮制度 ・実施事業数:17件(H23) → 52件(H28)</p> <p>■ポスター・標語コンクールによる周知、水の週間・水の日における広報活動 ・水循環基本法に基づく「水の日(8月1日)」関連事業の実施(作文募集、関連行事のとりまとめ等)</p> <p>■水にかかわる伝統行事の情報発信 ・指定等文化財をホームページで紹介</p>	<p>■CSRなど企業活動における環境配慮が重視される中で、規模の小さな開発事業においても事前に環境への影響を評価し、住民等の意見を聴きながら、事業計画に反映していく仕組みが必要</p> <p>■「水の日」の周知</p> <p>■伝統行事を含む民俗文化財全般が後継者の問題を抱えている</p>	<p>■規模の小さな事業における簡易なアセス制度(ミニアセス、スモールアセス)の検討</p> <p>■国の水循環政策本部や市町村、関係機関と連携して取組を進めていく</p> <p>■保存・継承のための取り組みを支援するとともに、引き続きホームページ等で情報発信を実施</p>